

仕 様 書

件 名	靴箱、他 7 品目	作成年月日	令和7年6月16日
		要求部隊名	健軍駐屯地業務隊
		作成者	1 曹 木村 一矢

1 適用範囲

この仕様書は、西部方面システム通信群 101 搬送隊（仮称）が営内居室及び事務室で使用する備品について作成する。

2 場 所

熊本県熊本市東区東町 1-1-1 陸上自衛隊健軍駐屯地 1 号隊舎、4 号隊舎

3 納入、搬入、設置等

- (1) 納入の際は開梱、組立、取付等を行い、すぐに使用できる状態にして設置すること。
ただし、担当者からの指示がある場合はこの限りではない。
- (2) 納入した物品の梱包材など、施設で不要となるものは撤去及び引き取りを行うこと。
- (3) 大型の物品等で搬入及び設置に不安が生じる物品については、予め設置場所を調査し、確認を行うこと。
その際に搬入が不可能と認められる場合は、担当者と協議のうえ、対応について決定すること。
- (4) 大型の物品等で搬入の際に建物や設備また納品する物品等に損傷を与える恐れがある場合は、適切な養生等を行い納入すること。
- (5) 搬入の際に施設設備及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し、現状に復すること。その場合に費用等が発生する場合は受注者において負担すること。
- (6) 製品を納入する際は、納入 2 週間前までに納入及び設置にかかる工程表等を担当者に提出し承認を得ること。
- (7) 搬入設置は全て受注者側で行うこと。
- (8) 担当者が指定する室内の所定の場所まで納入し設置すること。
- (9) 組立品については、完成したものを設置すること。
- (10) 納入及び設置時に要請があった場合は、担当者に対し製品の取扱い説明を行うこと。

4 費 用

- (1) 本仕様書の内容を満たすため、本体製品の他に別の製品等が必要な場合は、その費用も見込むこと。
- (2) 設置場所までの搬送に要する費用も見込むこと。
- (3) 組立品の場合は、組立にかかる費用も見込むこと。
- (4) 設置のために別途工事費等がかかる場合は、その費用も見込むこと。
- (5) 転倒防止策を施す際は、施工に要する工事費等を見込むとともに、金具類についてもその費用を見込むこと。
- (6) 納入及び設置に伴い発生した廃材等は、全て持ち帰ることとしまたそれらにかかる費用も見込むこと。
- (7) その他、納品等にかかる費用の一切を見込むこと。
- (8) 搬入及び設置に必要な養生資材は、受注者により準備を行うこと。

5 その他

- (1) 細部については、検査官との調整による。
- (2) 模造品防止の為、納品時に製造メーカーの出荷証明書を提出すること。
※問屋、配送屋の出荷証明ではない。
- (3) 納品時には受注者が立会し納品終了後、検査官立会の上、点検を実施する。
商品に傷、汚れがある場合は速やかに交換を実施する。
- (4) 納品時に本仕様書について理解し、判断できる者が立会すること。
判断出来る者がいない場合は商品を受領しない場合がある。
- (5) この仕様書に定めのない事項に関して生じた疑義は、発注者及び受注者が協議するものとする。
- (6) 保全上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

6 保証期間

検収の日から1年以内に発生した故障、品質不良、変質などに無償で対応すること。

仕 様 書

件 名	固定脚、他 1 1 品目	作成年月日	令和7年6月16日
		要求部隊名	健軍駐屯地業務隊
		作成者	1 曹 木村 一矢

1 適用範囲

この仕様書は、西部方面システム通信群 1 0 1 搬送隊（仮称）が営内居室及び事務室で使用する備品について作成する。

2 場 所

熊本県熊本市東区東町 1 - 1 - 1 陸上自衛隊健軍駐屯地 1 号隊舎、4 号隊舎

3 納入、搬入、設置等

- (1) 納入の際は開梱、組立、取付等を行い、すぐに使用できる状態にして設置すること。ただし、担当者からの指示がある場合はこの限りではない。
- (2) 納入した物品の梱包材など、施設で不要となるものは撤去及び引き取りを行うこと。
- (3) 大型の物品等で搬入及び設置に不安が生じる物品については、予め設置場所を調査し、確認を行うこと。
その際に搬入が不可能と認められる場合は、担当者と協議のうえ、対応について決定すること。
- (4) 大型の物品等で搬入の際に建物や設備また納品する物品等に損傷を与える恐れがある場合は、適切な養生等を行い納入すること。
- (5) 搬入の際に施設設備及び物品に損傷を与えた場合は、速やかに担当者に報告し、現状に復すること。その場合に費用等が発生する場合は受注者において負担すること。
- (6) 製品を納入する際は、納入 2 週間前までに納入及び設置にかかる工程表等を担当者に提出し承認を得ること。
- (7) 搬入設置は全て受注者側で行うこと。
- (8) 担当者が指定する室内の所定の場所まで納入し設置すること。
- (9) 組立品については、完成したものを設置すること。
- (10) 納入及び設置時に要請があった場合は、担当者に対し製品の取扱い説明を行うこと。

4 費 用

- (1) 本仕様書の内容を満たすため、本体製品の他に別の製品等が必要な場合は、その費用も見込むこと。
- (2) 設置場所までの搬送に要する費用も見込むこと。
- (3) 組立品の場合は、組立にかかる費用も見込むこと。
- (4) 設置のために別途工事費等がかかる場合は、その費用も見込むこと。
- (5) 転倒防止策を施す際は、施工に要する工事費等を見込むとともに、金具類についてもその費用を見込むこと。
- (6) 納入及び設置に伴い発生した廃材等は、全て持ち帰ることとしまたそれらにかかる費用も見込むこと。
- (7) その他、納品等にかかる費用の一切を見込むこと。
- (8) 搬入及び設置に必要な養生資材は、受注者により準備を行うこと。

5 その他

- (1) 細部については、検査官との調整による。
- (2) 模造品防止の為、納品時に製造メーカーの出荷証明書を提出すること。
※問屋、配送屋の出荷証明ではない。
- (3) 納品時には受注者が立会し納品終了後、検査官立会の上、点検を実施する。
商品に傷、汚れがある場合は速やかに交換を実施する。
- (4) 納品時に本仕様書について理解し、判断できる者が立会すること。
判断出来る者がいない場合は商品を受領しない場合がある。
- (5) この仕様書に定めのない事項に関して生じた疑義は、発注者及び受注者が協議するものとする。
- (6) 保全上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

6 保証期間

検収の日から1年以内に発生した故障、品質不良、変質などに無償で対応すること。